

議事要旨(4) 実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

表記の実務対応報告は、第 103 回企業会計基準委員会(平成 18 年 4 月 25 日開催予定)において最終公表議決を予定している。石原研究員が、資料「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」(以下当面の取扱い(案))に基づき、説明を行った。

当面の取扱い(案)について、第 98 回企業会計基準委員会(平成 18 年 2 月 7 日)で紹介したコメント分析、企業会計基準委員会及び専門委員会の議論を踏まえた、公開草案からの主な変更箇所は以下のとおりである。

- ① 公開草案では、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離している場合には、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならないとし、5 項目を掲げていた。その上で、5 項目以外の会計処理についても、それぞれの会計基準における考え方は乖離していないが、適用の段階において相違が生ずるものや、連結上の総資産又は純資産(評価・換算差額等を含む。)の金額に影響を与えるものについても、継続して適用することを条件として、修正を行うことを妨げないとしていた。しかし、コメント分析、企業会計基準委員会及び専門委員会の議論を踏まえ、当面の取扱い(案)においては、審議事項(4)-1「在外子会社の会計処理の統一における要修正項目の位置付けの検討」に記載のとおり、5 項目以外に要修正項目はないとする立場で、修正項目を示すこととした。

なお、修正項目は、公開草案時は、(1) のれんの償却、(2) 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、(3) 研究開発費の支出時費用処理、(4) 投資不動産の時価評価、(5) 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正の 5 項目であったが、当面の取扱い(案)においては、(4) に固定資産の再評価を加え((4) 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価)、さらに(6) 少数株主損益の項目を加えた案を提示した。

- ② 適用初年度の取扱いに関し、過年度の評価・換算差額等並びに少数株主が存在する場合等について、記載した。
- ③ 日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」のうち、「8. 海外の子会社等が連結財務諸表を作成している場合の連結子会社及び持分法適用関連会社の範囲について」の改正を検討することが適当であるということを加えた。

④ 設例を加えた。

委員等より、①について、6項目以外に要修正項目はないとする案は、表現は変わっているが公開草案の趣旨と変わっておらず、6項目以外に重要な影響を与える項目があっても修正してもしなくてもよいという立場であり、それには賛成できない旨の意見があった。

また、委員等より、審議事項(1)で議決した公開草案「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」に関連して、今後は、開発等を一切しない販売目的の棚卸資産は、投資不動産に分類しないで棚卸資産に分類すると、今後は時価評価のうえ、P/Lに反映されることになるのか確認したい旨、質問があった。事務局から、トレーディング目的の棚卸資産は、不動産の形をしているから排除するということにはならないため、実際に該当するものがあるかどうか不明であるが、仮に活発な市場の存在という前提条件が整えば、時価評価となる可能性はあるという説明があった。

以 上